

**提案条例説明資料
並びに
条例議案新旧対照表**

**令和 6 年 3 月 21 日
浜田地区広域行政組合議会
定例会**

目次

- 議案第 1 号 浜田地区広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例について … 1 ページ
- 議案第 2 号 浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について … 3 ページ
- 議案第 3 号 浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について … 9 ページ（提案条例説明資料のみ）
- 議案第 4 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について … 10 ページ（提案条例説明資料のみ）
- 議案第 5 号 浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について … 12 ページ（提案条例説明資料のみ）
- 議案第 6 号 浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について … 14 ページ（提案条例説明資料のみ）

提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	番号	条例第1号
2	題名	浜田地区広域行政組合監査委員条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法の一部が改正されたことに伴い、引用条項に関し改正が必要となる条例について所要の改正を行うものです。
4	概要	地方自治法の引用条項の変更に伴い、浜田地区広域行政組合監査委員条例（平成9年浜田地区広域行政組合条例第5号）第3条中、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。
5	施行期日等	令和6年4月1日

浜田地区広域行政組合監査委員条例（平成9年条例第5号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があった場合には、速やかに監査に着手しなければならない。</p>	<p>（請求又は要求に基づく監査）</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があった場合には、速やかに監査に着手しなければならない。</p>

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第2号														
2	題名	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例														
3	目的・理由	<p>第1号被保険者の所得段階について、国が現行の標準9区分から標準13区分に多段階化した上で、第1段階から第3段階までに係る保険料率の割合を引き下げ、低所得者に対する負担軽減を図るため、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則等の一部が改正され、本年4月1日から施行されます。</p> <p>また、介護保険事業計画策定委員会からの答申に基づき、第9期介護保険事業計画を策定したことに伴い、所要の改正を行うものです。</p>														
4	概要	<p>1 介護保険料基準額（第3条第1項第5号の保険料額） 基金を繰り入れることで、第8期の基準額に据え置く保険料設定とする。年額：79,200円（月額：6,600円） なお、保険料段階ごとの保険料率及び保険料額は別添「第8期・第9期介護保険料段階別比較表」のとおり。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 保険料段階の見直し 国が所得区分について、標準13区分へ多段階化したことに伴い、現行の12段階制から13段階制へ変更する。</p> <p>(2) 保険料率の見直し 最大保険料率を2.5から2.6へ変更する。</p> <p>(3) 第1段階から第3段階の保険料軽減措置 第7期に引き続き、第1段階から第3段階の被保険者について、公費負担することで保険料を軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月～</td> <td>0.3 23,760円</td> <td>0.5 39,600円</td> <td>0.7 55,440円</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月～</td> <td>0.285 22,572円</td> <td>0.485 38,412円</td> <td>0.685 54,252円</td> </tr> </tbody> </table>				第1段階	第2段階	第3段階	令和3年4月～	0.3 23,760円	0.5 39,600円	0.7 55,440円	令和6年4月～	0.285 22,572円	0.485 38,412円	0.685 54,252円
	第1段階	第2段階	第3段階													
令和3年4月～	0.3 23,760円	0.5 39,600円	0.7 55,440円													
令和6年4月～	0.285 22,572円	0.485 38,412円	0.685 54,252円													
5	施行期日等	令和6年4月1日														

現行	改正後（案）
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万9,600円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万5,440円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万9,400円</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 9万5,040円</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ）に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 3万6,036円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万4,252円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万4,648円</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 9万5,040円</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ）に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上170万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要</p>

現行	改正後（案）
<p>としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 12万6,720円</p> <p>ア 合計所得金額が160万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 14万2,560円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 15万8,400円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要</p>	<p>としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 12万6,720円</p> <p>ア 合計所得金額が170万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 14万2,560円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 15万8,400円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要</p>

現行	改正後（案）
<p>としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>17万8,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>500万円以上700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） _____ に該当する者を除く。）</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>19万8,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度から令和5年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万3,760円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ</p>	<p>としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>17万4,240円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>420万円以上520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。） <u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>19万80円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が520万円以上620万未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>20万5,920円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万2,572円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者につ</p>

現行	改正後（案）
<p>いての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万3,760円</u>」とあるのは、「<u>3万9,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万3,760円</u>」とあるのは、「<u>5万5,440円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>	<p>いての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万2,572円</u>」とあるのは、「<u>3万8,412円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万2,572円</u>」とあるのは、「<u>5万4,252円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から第3条のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>附 則 [略]</p>

現行	改正後（案）
<p><u>【新設】</u></p>	<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
3	目的・理由	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「本基準」という。）の一部が改正されるため、所要の改正を行うものですが、改正漏れ等の誤りを防止する観点から、条例の条項番号を本基準に合わせるために、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 次に掲げる事項に係る規定の整備</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者が浜田地区広域行政組合から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い</p> <p>(2) 重要事項説明書のウェブサイト掲載</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化の実施</p> <p>(4) 他のサービス事業所との連携によるモニタリングの実施</p> <p>2 その他規定の整備</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、指定介護予防支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しなくてもよいこととする。</p>

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3	目的・理由	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「本基準」という。）の一部が改正されるため、所要の改正を行うものですが、改正漏れ等の誤りを防止する観点から、条例の条項番号を本基準に合わせるために、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 次に掲げる事項に係る規定の整備</p> <p>(1) 介護療養型医療施設の廃止</p> <p>(2) 管理者等の兼務要件の緩和</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化の実施</p> <p>(4) 重要事項説明書のウェブサイト掲載</p> <p>(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</p> <p>(6) 協力医療機関との連携</p> <p>(7) ユニット型施設の管理者の研修受講</p> <p>2 その他規定の整備</p>

5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(重要事項の掲示に係る経過措置)</p> <p>(1) この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、全サービス事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しなくてもよいこととする。</p> <p>(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)</p> <p>(2) この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、指定小規模多機能型居宅介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため措置を講じるよう努めなければならないこととする。</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)</p> <p>(3) この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(協力医療機関との連携に関する経過措置)</p> <p>(4) この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めておくよう努めなければならないこととする。</p>
---	----------------	---

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
3	目的・理由	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「本基準」という。）の一部が改正されるため、所要の改正を行うものですが、改正漏れ等の誤りを防止する観点から、条例の条項番号を本基準に合わせるために、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 次に掲げる事項に係る規定の整備</p> <p>(1) 介護療養型医療施設の廃止</p> <p>(2) 管理者等の兼務要件の緩和</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化の実施</p> <p>(4) 重要事項説明書のウェブサイト掲載</p> <p>(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</p> <p>(6) 協力医療機関との連携</p> <p>2 その他規定の整備</p>

5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(重要事項の掲示に係る経過措置)</p> <p>(1) この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、全サービス事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しなくてもよいこととする。</p> <p>(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)</p> <p>(2) この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため措置を講じるよう努めなければならないこととする。</p> <p>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)</p> <p>(3) この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するよう努めなければならないこととする。</p>
---	----------------	---

提案条例説明資料

担当課名称 介護保険課

1	議案番号	議案第 6 号
2	題名	浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
3	目的・理由	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「本基準」という。）の一部が改正されるため、所要の改正を行うものですが、改正漏れ等の誤りを防止する観点から、条例の条項番号を本基準に合わせるために、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 次に掲げる事項に係る規定の整備</p> <p>(1) 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の見直し</p> <p>(2) 管理者等の兼務要件の緩和</p> <p>(3) 公正中立性の確保のための取組の見直し</p> <p>(4) 身体的拘束等の適正化の実施</p> <p>(5) 他のサービス事業所との連携によるモニタリングの実施</p> <p>(6) 重要事項説明書のウェブサイト掲載</p> <p>2 その他規定の整備</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日</p> <p>2 経過措置</p> <p>(1) この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、指定居宅介護支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しなくてもよいこととする。</p>